

(別表-2④)

《2割・3割》 ■介護老人福祉施設 文珠苑 施設入所利用料金(従来型個室) R3年4月1日改定

要介護度	負担限度額	保険請求内訳	実費請求内訳		合 計		
		サービス費 2割負担	居住費	食費	1日	30日	31日
要介護1	対象外	¥ 1,473	¥ 1,260	¥ 1,570	¥ 4,303	¥ 129,958	¥ 134,263
要介護2	対象外	¥ 1,627	¥ 1,260	¥ 1,570	¥ 4,457	¥ 134,558	¥ 139,012
要介護3	対象外	¥ 1,785	¥ 1,260	¥ 1,570	¥ 4,615	¥ 139,356	¥ 143,975
要介護4	対象外	¥ 1,939	¥ 1,260	¥ 1,570	¥ 4,769	¥ 143,952	¥ 148,724
要介護5	対象外	¥ 2,089	¥ 1,260	¥ 1,570	¥ 4,919	¥ 148,482	¥ 153,403
要介護度	負担限度額	サービス費 3割負担	居住費	食費	1日	30日	31日
要介護1	対象外	¥ 2,209	¥ 1,260	¥ 1,570	¥ 5,039	¥ 152,487	¥ 157,529
要介護2	対象外	¥ 2,440	¥ 1,260	¥ 1,570	¥ 5,270	¥ 159,387	¥ 164,653
要介護3	対象外	¥ 2,677	¥ 1,260	¥ 1,570	¥ 5,507	¥ 166,584	¥ 172,097
要介護4	対象外	¥ 2,908	¥ 1,260	¥ 1,570	¥ 5,738	¥ 173,477	¥ 179,221
要介護5	対象外	¥ 3,134	¥ 1,260	¥ 1,570	¥ 5,964	¥ 180,273	¥ 186,239

※上記の計算方法について：■(別表-1介護度単位数+別表-1①~⑥計81単位)×日数+⑦~⑩(380単位(注1))=A ■A×8.3%=B(処遇改善加算(注2)) ■A×2.7%=C(特定処遇改善加算(注2)) ■(A+B+C)×10.14円(地域単価=D(サービス費合計(注3)) ■D×80%・90%=E(介護保険分(注4)) ■D-E(サービス利用料金自己負担分)+(居住費+食費)×日数=合計金額 (注1)月単位での算定につき1日当たりには含まれていません。(注2)四捨五入 (注3,4)小数点以下切捨 ※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、R3.9末までの間、基本報酬に0.1%上乘せ

【介護保険負担限度額】負担限度額認定(特定入所者介護サービス費)とは、介護保険施設に入所している人のうち、年金などの収入・資産が一定以下の人に対して「自己負担上限額」という基準を設け、それを超えた居住費・食費の負担額が介護保険から支給される制度です。(※市町村に申請が必要)

と負担軽減所得対象

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産要件
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。) ※全員が市民税非課税である老齢福祉年金受給者	<ul style="list-style-type: none"> 単身: 1,000万円以下 夫婦: 2,000万円以下
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税であって、年金収入金額 + 合計所得金額が80万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 単身: 650万円以下 夫婦: 1,650万円以下
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税であって、年金収入金額 + 合計所得金額が80万円~120万円 	<ul style="list-style-type: none"> 単身: 550万円以下 夫婦: 1,550万円以下
第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税であって、年金収入金額 + 合計所得金額が120万円超 	<ul style="list-style-type: none"> 単身: 500万円以下 夫婦: 1,500万円以下
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者 	